

## 嬉野市立塩田中学校部活動に係る活動方針

塩田中学校では、部活動を学校教育の一環としてとらえ、中学校生活を有意義に過ごすための、重要な取組として位置づけています。

勝敗だけではなく。

- ・ 礼儀正しい態度の育成や、ルールを守ることの大切さと学ばせる。
- ・ 言葉遣いや行動を含めてきびきびした態度を養成する。
- ・ 教師と生徒、生徒と後輩のふれあいを通して、望ましい人間関係を作る。

などの効果を期待しています。

つきましては、下記の内容を理解していただき、生徒が部活動を通して規律を守り、心と体を鍛えていくようご配慮をお願いいたします。

### 1 活動時間について

期 間	完全下校時刻	
4 月	18 時 30 分	★部活動終了は完全下校 15 分前とする。
5 月	18 時 45 分	★気象条件やその他の緊急事態の際、学校長の判断により、活動を中止する場合もある。
6～7 月	19 時 00 分	
9 月前半( 1 日～15 日)	18 時 30 分	★日没時間が早くなったときは、状況を見て、前倒しにして、下校時刻を早めることがある。
9 月後半(16 日～30 日)	18 時 15 分	
10 月前半( 1 日～10 日)	18 時 00 分	★9～10 月の陸上部( 駅伝部) の完全下校時刻は、18 : 30 とする。 中体連行事のため、特例とする。
10 月中旬(11 日～20 日)	17 時 45 分	
10 月後半～1 1 月前半 (10 月 21 日～11 月 15 日)	17 時 30 分	
11 月後半～1 2 月 (11 月 16 日～12 月 31 日)	17 時 15 分	
1 月前半( 1 日～15 日)	17 時 30 分	
1 月後半( 16 日～31 日)	17 時 45 分	
2 月	18 時 00 分	
3 月	18 時 15 分	

### 2 新入生の見学・体験期間及び正式入部について

見学及び体験期間	部活動紹介を行った日から 5 月 19 日( 火) までを見学及び体験期間とする。
正式入部	入部願いは 4 月 14 日( 火) から 5 月 20 日( 水) の期間に提出する。入部願いを提出し、顧問の先生のご了解を得て、正式入部とする。

- (1) 学校生活にまず慣れることを第一にし、体力の程度を考えて、顧問の指示のもと活動を行うこと。
- (2) 入部届については、必ず保護者の承諾を得て、担任に提出する。
- (3) 4 月の 1 年生完全下校時刻は見学・体験に来た生徒は 17 時 15 分、  
入部届を提出した生徒は 17 時 30 分とする。
- (4) 5 月まで 1 年生は平日が 18 時まで活動、18 時 15 分完全下校とする。
- (5) 6 月以降は、2、3 年生同様の取り扱いとする。

### 3 活動の主な決まりについて

#### (1) 時間について

- ① 活動時間は、部活動計画（表面）の通りとする。完全下校時には必ず門を出る。
- ② 平日は 17：00 以降、校舎内へ立ち入らない。
- ③ 平日の下校の際に送迎で帰る人は、昼休みや部活動前、部活動中に連絡を済ませておく。
- ④ 早下校のときは、16：30、完全下校とする。

#### (2) 服装・持ち物・昼食について

- ① 運動部の活動は原則体操服で行うが、武道や野球、ソフトボールはその限りではない。  
また、試合のときなどは各部指定の統一されたウェアで行うものとする。  
冬場は、防寒着として顧問の指示があった場合は、ウインドブレーカーを着用しても良い。
- ② 貴重品は、極力持ってこないようにする。やむなく持ってきた場合は、顧問の先生へ預ける。
- ③ 不要品は持ってこない。土日の部活動や卒部式なども同じ扱いとする。
- ④ 土日祭日等、学校で弁当を食べる時は、顧問の指示に従う。弁当がらは持ち帰る。  
また、デザート類は持って来ない。
- ⑤ 学校へ持ってくるバック類は、学校で指定されたバッグで持ってくる。  
シューズバッグも可。それ以外のバッグを使用する場合は顧問が指示をして使用させる。

#### (3) 部室、活動場所の使用について

- ① 部室の使用は、活動時間内だけとする。  
着替え、道具の管理以外の目的の使用にならないようにする。指定された道具のみを置く。
- ② 部室での飲食は禁止。
- ③ 中体連後部活動が終了した 3 年生や部外者、卒業生などの不必要な出入りは禁止。
- ④ 活動場所を常にきれいにしておく。
- ⑤ 鍵の管理は原則として顧問が行うとするが、やむを得ず生徒が使用する際は、キャプテンが責任を持って行う。  
土日の活動のために鍵を持って帰る際は、月曜の朝に職員室に鍵を戻す。

#### (4) その他

- ① 学校生活を守り、塩田中学生らしい活動を行なう。
- ② 目標をしっかりと持ち、互いに声をかけあい、チームとしてふさわしい活動する。
- ③ 休日に自転車で通学するときは、通常の自転車通学規定を守る。
- ④ ラインカーなどの学校の道具などを使用する際は、体育科の先生へ届ける。  
また、破損を見つけた場合など、顧問の先生へ確実に連絡する。

※1 上記のことが守れない場合は、部活動の活動停止・大会への参加停止等の処置をとる。

※2 必要に応じて部活動顧問会議を行う。

### 4 中体連について

(1) 地区中体連大会とは鹿島嬉野藤津地区中学校体育連盟が主催する大会をいう。

(2) 中体連時の送迎については学校側でバスの手配を行う。【令和 2 年度】

鹿島・嬉野・藤津地区中体連総合大会	開催日：7 月 11 日(土)、12 日(日)、 7 月 18 日(土)、19 日(日)予備日
佐賀県中体連総合大会	開催日：7 月 25 日(土)～28 日(火)
地区駅伝大会	開催日：10 月 9 日(金)※未定
鹿島・嬉野・藤津地区中体連新人大会	開催日：3 月 13 日(土)or14 日(日)※未定

## 5 適切な休養日等の設定について

### (1) 休養日

- ① 学期中は、週当たり2日以上の休養日进行ける。  
平日に少なくとも1日、また、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に少なくとも1日以上の休養日进行け、週末に大会・試合・コンクール等（以下「大会等」という。）への参加等で活動した場合は、休養日进行平日に振り替える。
- ② 長期休業中は、学期中に準じた扱い进行行う。ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等を含め、部活動以外にも多様な活動进行行うことができるよう、ある程度の長期休養期间进行適切に設定する。
- ③ ① 及び ② 前段にかかわらず、部活動として目標とする重要な大会（5）等の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期间で休養日进行合計8日以上確保し、直前の時期の週当たりの休養日进行1日とすることができる。
- ④ 以下を嬉野市における共通の「部活動の休養日」とする。
  - ・毎月第3水曜日・・・「定時退勤日」
  - ・毎月第3日曜日・・・佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」
  - ・毎月第1月曜日・・・市教育委員会が定める「市内一斉部活動休養日」
  - ・市教育委員会が定める「学校閉庁日」
  - ・これらに加え、学校ごとに、年末年始その他の日について、年間で1週間程度、学校全体としての休養日进行を設定する。

### (2) 活動時間等

- ① 部活動は必ず指導者の監督指導の下で実施し、活動時間は以下のとおりとする。
  - ・平日：長くとも2時間程度
  - ・長期休業中：長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）
- ② 活動時間、及び日没時刻を考慮し下校時刻を設定する。（下校時刻については、生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮し、その際、女子の下校時刻の設定には特に配慮する。）
- ③ 教諭等の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動进行行う。

### (3) 学校における休養日及び活動時間等の設定

- ① 校長は、部活動運営計画の策定に当たっては、学校全体としての休養日及び活動時間等を設定するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正进行行う等、その運用を徹底する。なお、休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえた工夫として、部活動共通、学校全体の部活動休養日进行进行設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- ② 顧問は、活動計画等の作成に当たっては、学校全体としての休養日及び活動時間等に則り、各部活動の休養日及び活動時間等进行を設定する。

(4) 参加する大会等の見直し

- ① 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。特に、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、原則として大会等への参加によって週末2日とも活動することが連続週にわたることがないよう考慮する。
- ② 塩田中学校においては、県大会規模の大会等については、年4回程度の参加を目安とする。

(5) 部活動として目標とする重要な大会等とは、

- ① 中学校体育連盟が主催又は共催する大会
- ② 日本スポーツ協会加盟団体が主催又は共催する上位大会（県・九州・全国大会）につながる大会
- ③ 中学校体育連盟加盟団が主催又は共催する大会に向けて必要と認める（シード権に関わる）大会
- ④ 全国吹奏楽連盟等が主催又は共催する大会・コンクール等、部として年間計画の中で目標とする重要な大会等であって、校長が認定する大会とする。